

香取市養護老人ホームひまわり苑
外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護
(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者介護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人江戸川豊生会が運営する香取市養護老人ホームひまわり苑（以下「事業所」という。）において実施する指定特定施設入居者生活介護事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話の行うことにより、入居者（以下、「利用者」という。）が当施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能及び生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要介護状態に利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- 2 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 3 事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 4 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その他の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。
 - 5 事業の実施に当っては、受託居宅サービス事業者にサービス提供に関する業務を委託するとともに、事業所の所在する市区町村、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(1) 訪問介護 介護予防訪問介護

事業者名 社会福祉法人 江戸川豊生会
事業所名 ひまわり苑訪問介護事業所
事業所所在地 千葉県香取市津宮4102

(2) 通所介護 介護予防通所介護

事業者名 社会福祉法人 江戸川豊生会
事業所名 香取市ひまわり苑デイサービスセンター
事業所所在地 千葉県香取市津宮4102

(3) 訪問看護 介護予防訪問看護

事業所名 越川医院

事業所所在地 千葉県香取市佐原イ753

6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

7 指定特定施設入居者生活介護(指定予防特定施設入居者生活介護)の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 香取市養護老人ホームひまわり苑

所在地 千葉県香取市津宮4102

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従事者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。

(3) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切の応じるとともに利用者の社会生活に必要な支援を行う。

(4) 看護職員 1名以上

看護職員は、常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。

(5) 介護職員 3名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

(6) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(7) 事務職員 1名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の定員及び居室数)

第5条 事業所の利用定員は46名とする。

2 居室数は33室とする。(1人部屋 20室、2人部屋 13室)

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容は、以下のとおりとする。

(1) 介護

事業所及び受託居宅サービス事業者は、入浴、排せつ、食事等の生活に必要な援助及び介護並びに、家事、安否確認等を総合的に提供するものとする。

- ② 事業所及び受託居宅サービス事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、入浴、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。
- ③ 事業所及び受託居宅サービス事業者は、食事、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話を適切に行うものとする。
- ④ 事業所は、常時1人以上の常勤の介護職員等を介護に従事させ、利用者の負担により、事業所及び受託居宅サービス事業者の従事者以外の者による介護を受けさせないものとする。

(2) 生活相談・援助

事業所は、常に利用者の心身の状況や、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

②

(3) 特定施設サービス計画の作成

事業所は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- ② 計画作成担当者は、利用者の能力及び置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、利用者の自立を支援する上での課題を把握するものとする。
- ③ 計画作成担当者は、利用者又は家族の希望並びに把握した課題に基づき、他の職員との協議の上、特定施設サービス計画の原案を作成するものとする。
- ④ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の原案について、利用者又は家族に説明し、同意を得なければならない。
- ⑤ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行い、特定施設サービス計画の実施状況を把握するものとし、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

第7条 指定特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）」によるものとする。

- 2 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 3 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は家族に対して利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 4 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又は家族に対し当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名・捺印（記名・押印）を受けることとする。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

（衛生管理等）

第8条 指定特定施設入居者生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置の講ずるものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

るものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとともに、密接な連携を保つものとする。

（利用者が居室を移動する場合の条件及び手続）

第9条 利用者は、次のような場合に居室を移動し、事業の提供を受けることができるものとする。

- (1) 利用者の心身の状況の変化等により、管理者が当該利用者の居室を移動することが適当と判断し、利用者又は家族の同意を得た場合。
- (2) 利用者の希望に基づき、管理者が希望理由を適当と認め、かつ事業を行うために適切な居室の移動先が存在した場合。
- (3) その他契約書及び重要事項説明書に定める場合。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第10条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものである。

(入所に当っての留意事項)

第11条 入所に当っては、あらかじめ、入所申込者又は家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い入所及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結するものとする。

2 入所申込者又は利用者が入院治療を要する者であること等、入所申込者又は利用者に対し自ら必要なサービス提供を提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずる。

3 利用者の退去に際しては、利用者及び家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定特定施設入居者生活介護従業者は、指定特定施設入居者生活介護を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定められた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。

2 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族、その他当該利用者の係る事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

3 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年〇回以上の避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情への対応)

第14条 指定特定施設入居者生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、その提供した指定特定施設入居者生活介護の提供に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。苦情受付における担当者は以下とする。

苦情受付責任者 施設長（管理者）

苦情受付担当者 生活相談員

苦情相談連絡先 香取市養護老人ホーム ひまわり苑

TEL 0478-57-2960

第三者委員 越川 義章 TEL 0478-52-5202

圓藤 綾子 TEL 0478-83-5701

- 3 事業所は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 4 事業所は、指定特定施設入居者生活介護の提供に関し、法23条の規定により市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、その求めに応じて報告する。
- 6 管理者は、苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な取扱いも行ってはならない。
- 7 苦情申立は施設の苦情受付窓口以外にも以下に申立することが出来るものとする。

香取市高齢者福祉課

TEL 0478-50-1208

千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情処理窓口

TEL 043-254-7428

入所者住所地市区町村介護保険担当窓口

各市区町村連絡先

（個人情報保護の保護）

- 第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修実施
- (4) 全3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第19条 事業所は、全ての特定施設入居者生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内に1回、1年以内に1回。
- (2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人江戸川豊生会を事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は 2011年4月1日から施行する。

この規程は 2011年4月1日に外部サービス受託業者を変更する。訪問介護が、ひまわり苑訪問介護事業所、デイサービスが、江戸川豊生会香取市ひまわり苑デイサービスセンターに変更となる。

この規程は、2020年4月1日から施行する。

この規定は、2023年8月1日から一部改正する。

この規程は、2024年4月1日から一部改正する。

この規程は、2025年11月1日から一部改正する。